

東北地方における「交通」の維持・確保に向けた多様な交通手段の活用方策等の検討調査 説明書

下記のとおり、東北地方における「交通」の維持・確保に向けた多様な交通手段の活用方策等の検討調査委託に係る企画提案書の提出を招請します。

応募される方は、下記事項に留意のうえ応募して下さい。

1. 業務名

東北地方における「交通」の維持・確保に向けた多様な交通手段の活用方策等の検討調査

2. 業務の概要

平成17年3月に東北地方交通審議会から答申された「東北地方における望ましい交通のあり方及び観光振興戦略について」について、平成28年度に総括的なフォローアップを実施し、ますますの人口減少や復興創生の推進等により、更なる情勢変化が予想される中、交通が地域の持続的発展において果たすべき役割は引き続き大きく、時代に即応し効果的に取組を推進していくことが必要不可欠であり、地域の実情に応じてなされた創意工夫を踏まえつつ、東北地方全体に交通の重要性の認識と取組の推進を図っていくことが重要とされた。

その一方で、近年では人口減少や高齢化の進行によって路線バス等の公共交通の運行・成立自体が困難な地域が地方部を中心にみられている。このような地域には、自家用有償旅客運送事業の他、道路運送法の適用外となる無償の送迎交通等の運行により、地域住民の生活交通を確保している事例もみられるが、地域の足の確保に際しては安易に好事例を参考にするだけではなく、地域の特性に見合った交通手段をしっかりと吟味して取り入れるべきことは改めて申すまでもないところである。

以上の背景から、今後のさらなる人口減少の進行、及びその区域の拡大を鑑み、本調査では、東北における地方公共団体や地方公共団体の関与をうけて地域自ら運行している多様な交通手段の現況を調査し、そこから失敗・工夫事例を抽出し課題等の発生原因を分析することにより、交通手段を活用するに当たっての留意すべきポイントを整理して、地方公共団体の地域公共交通の確保・維持に関する取組に対しての支援を充実させていくことを目的として実施する。

3. 業務の内容

(1) 地域の実情に応じた多様な交通手段の活用事例の現況調査

東北地方全域において、地方公共団体や地域自ら導入している交通手段の実態に関し、交通手段ごとに現況について調査する。

(2) 交通手段ごとの導入・継続に当たっての問題・課題の傾向

(1) で把握した現況に基づき、導入・継続するに当たっての問題・課題の傾向などを整理する。

(3) 問題・課題発生の原因分析

(2) で整理した問題・課題の傾向について、問題・課題の発生原因を分析する。

なお、必要に応じて、地方公共団体にヒアリング調査等を実施する。

(4) 地域公共交通に係る地方公共団体へ支援するための方策の検討

以上の検討結果に基づき、地方公共団体の取組を支援するために必要となる支援方策を検討し、新たな交通手段を導入するに当たっての留意すべき点等をポイント集としてとりまとめる。

(5) その他

事業を円滑かつ効率的に進めるため、国土交通省東北運輸局の監督職員と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとする。なお、作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度国土交通省東北運輸局の監督職員と十分に協議の上対応するものとする。

また、国土交通省東北運輸局の監督職員は、本業務の実施期間中、必要に応じて業務実施状況について報告を求めることができる。

(6) 履行期限

平成31年3月28日(木)

(7) 成果物の提出

実施した業務の内容について、評価・考察(成果のまとめ、課題、解決策、今後の展開等)を盛り込んだ業務報告書を以下のとおり作成すること。

- ① 調査報告書は、PowerPoint、Word若しくはExcel形式など東北運輸局において二次利用可能な形式にて、日本工業規格A4判(簡易製本、カラー)で10部とする。
- ② 地域の創意工夫の視点と取組の順番と手法がわかるマニュアルを100部とする。
- ③ 上記電子データ(CD又はDVD) 2枚

4. 企画提案書に盛り込む内容

(1) 業務内容に関する具体的な企画案(項目、方法等)

(2) 業務実施体制、作業工程

(3) 企画競争参加者の概要等

- ・企画競争参加者の概要
- ・担当者の氏名及び連絡先

(4) 参考見積(概算・消費税含む)

(5) 再委託等の有無及び予定(ただし、発注者の承諾を要するものに限る)

(6) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)に係る資格審査結果通知書の複写(共同して提案を行う者についても提出のこと)

5. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 平成30年12月18日(火) 17時00分 必着
- (2) 提出方法、部数
持参、郵送(書留郵便に限る。)の場合は5部提出
電子メール提出にあつては、事前に担当に連絡のこと
- (3) 提出方法 持参、郵送(書留郵便)、電子メールの何れかによること
- (4) 提出先 東北運輸局交通政策部交通企画課(担当:小野寺、鈴木)
〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
仙台第四合同庁舎 3階
電話:022-791-7507

E-mail tht-koutsukikaku@ml.mlit.go.jp

※企画提案書を提出する場合、事前に上記担当まで連絡すること。

6. 企画競争実施に際しての留意事項

- (1) 評価は、別紙1のとおり行います。
なお、評価基準の配点等の質問は、一切受け付けません。
 - ①業務の目的・内容について十分に理解していること。
 - ②提案内容が具体性、妥当性を伴い優れていること。
 - ③提案内容が独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
 - ④業務遂行について、実施体制等(人員と各自の資格、経験、手持ち業務量等を明記)、実施スケジュール等の業務環境が提案内容を安定的に遂行できるものであること。
- (2) 書類等の作成に用いる言語、通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 本業務の参考規模は、700万円(消費税を含む)を上限とします。
- (4) 提出期限までに企画書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもつても企画競争に参加できません。
- (5) 企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めません。なお、採用後においても企画提案書の記載内容の変更は、原則認めません。
- (6) 提出された企画提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。
- (7) 企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、企画競争参加者の負担とします。
- (8) 採用した企画提案書は、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とします。
- (9) 採用しなかった企画提案書は、原則返却します。(なお、返却を希望しない企画競争参加者は、その旨、企画提案書を実施部局に提出する際に申し出てください。)
- (10) 適当な企画提案がない場合は、中止又はその他の方法によることがあります。
- (11) 採用した企画書を提出した企画競争参加者に対して、当該企画書を特定した旨書

面で通知するとともに、企画書を特定しなかった企画競争参加者に対して、当該企画提案書を採用しなかった旨及び特定しなかった理由を書面により通知します。

なお、本非採用通知は、別途行う契約手続きの執行を妨げるものではありません。

(12) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、採用通知後速やかに公表し少なくとも契約締結日までの間は公表します。

①採用した企画提案書を提出した企業等の名称、住所、代表者氏名及び決定日

②企業毎、評価項目毎の評価得点及び合計点

(13) 採用された場合には、業務担当職員と十分協議を行いながら事業を進めることとします。

(14) 本契約により製作された制作物の著作権は東北運輸局に帰属することとします。

(15) 企画提案が採用された者は、企画競争実施の結果、唯一最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではありません。

企画提案者評価基準

提案者は、次に掲げる事項により評価、特定する。

1. 企画提案内容の評価項目と基準

- (1) 業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- (2) 提案内容の具体性：提案内容が具体性、妥当性、実現可能性を伴い優れていること。
- (3) 提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- (4) 業務遂行の確実性：実施体制等（人員と各自の資格、経験、手持ち業務量等を明記）、実施スケジュール等の業務環境が提案内容を安定的に遂行できるものであること。

2. 企画提案者の「ワーク・ライフ・バランスを推進する企業」の評価項目関係

以下の法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業をワーク・ライフ・バランスを推奨する企業として評価加対象とする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の認定
- (2) 次世代育成支援対策推進法第13条の認定
- (3) 青少年の雇用の促進等に関する法律第12条の認定
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者が300人以下のものに限る。）

3. 特定方法

- (1) 企画競争委員会において企画提案内容を評価するために、企画競争委員会の委員が、提案書ごとに、第1項（1）～（4）の項目について、評価基準に基づき1点から10点までの10段階評価を附す。
- (2) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業については、別表による加点を行い、これを企画提案者の合計点とする。
- (3) 各委員の採点の合計点が各評価項目における最高点の合計に委員数を乗じた値の60%以上で、かつ、上記（2）を加点した合計点が最も高い企画提案者を特定する。
- (4) 合計点の最も高い企画提案者が複数いる場合には、そのうちから委員長が特定する。

4. 特定及び契約

特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、会計法令に基づく契約手続きの完了まで、契約関係が生じないことに留意すること。

(別表)

<ワーク・ライフ・バランス等推進企業に係る配点表>

評価項目	認定等の区分 ※1		総合評価落札方式等 [単位：%] (総配点に占める割合)	
			評価の相対的な 重要度等に応じて配点	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	1段階目 ※	最大3%	1
		2		2
		2段階目 ※		3
		2		0.5
	3段階目 行動計画 ※	3		
	くるみん プラチナ くるみん 認定企業)			1
若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)		2		

- ※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。
(例えば「えるぼし認定 2 段階目」の認定を受け、かつ「くるみん」の認定を受けている企業の場合は配点が高い2%分を加算する。)
- ※2 労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。